

【隣接し合う市営保育所の乳幼一体・併設化について】

昨年12月に、本分科会から御提出のあった「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」の中で、速やかに改善する必要がある事項としていただいた御意見を受け、本市と致しましては、増大する乳児の待機児童の解消と地域の保育ニーズに速やかに応えるとともに、乳幼一貫保育の更なる展開や効果的な施設の活用等を進めることを目的として、次のとおり、本年4月から、5箇所10保育所の乳幼一体・併設化を実施するとともに、併せて必要な特別保育事業を開始することと致しました。

乳幼一体・併設化の内容

【北区：楽只保育所（幼児）と楽只乳児保育所（乳児）】

- 乳幼一体・併設化を行い、**楽只保育所**とする。
- 乳幼一体・併設化に併せて、定員及び乳児・幼児の受入枠を見直す。
（乳児の受入れを10名増員し、幼児の受入れを10名減員する。）

現保育所	現定員	入所児童(23.3.1)	⇒	新保育所(仮称)	新定員	増減		
楽只	110	79	⇒	楽只	180	(幼)100	0	▲10
楽只乳児	70	70			(乳)80	10		

※延長保育：現在、楽只・楽只乳児保育所で実施しており、乳幼一体・併設化後も、楽只保育所として、引き続き実施する。

※一時保育：現在、楽只乳児保育所で実施しており、乳幼一体・併設化後は、楽只保育所として実施する。

【左京区：養正保育所（幼児）と養正乳児保育所（乳児）】

- 乳幼一体・併設化を行い、**養正保育所**とする。
- 乳幼一体・併設化に併せて、乳児・幼児の受入枠を見直す。
（乳児の受入れを15名増員し、幼児の受入れを15名減員する。）

現保育所	現定員	入所児童(23.3.1)	⇒	新保育所(仮称)	新定員	増減		
養正	120	91	⇒	養正	195	(幼)105	0	▲15
養正乳児	75	83			(乳)90	15		

※延長保育：現在、養正・養正乳児保育所で実施しており、乳幼一体・併設化後も、養正保育所として、引き続き実施する。

【東山区：三条保育所（幼児）と三条乳児保育所（乳児）】

- 乳幼一体・併設化を行い，三条保育所とする。
- 乳幼一体・併設化に併せて，乳児・幼児の受入枠を見直す。
(乳児の受入れを5名増員し，幼児の受入れを5名減員する。)
- 新たに延長保育事業を実施する。

現保育所	現定員	入所児童(23.3.1)	⇒	新保育所(仮称)	新定員	増減		
三条	60	42	⇒	三条	110	(幼)55	0	▲5
三条乳児	50	49				(乳)55		5

※延長保育：乳幼一体・併設化後，新たに三条保育所として実施する。

※一時保育：現在，三条乳児保育所で実施しており，乳幼一体・併設化後は，三条保育所として実施する。

【下京区：崇仁第一保育所（幼児）と崇仁第二保育所（乳児）】

- 乳幼一体・併設化を行い，崇仁保育所とする。
- 新たに延長保育事業を実施する。

現保育所	現定員	入所児童(23.3.1)	⇒	新保育所(仮称)	新定員	増減		
崇仁第一	90	45	⇒	崇仁	160	(幼)90	0	0
崇仁第二	70	56				(乳)70		0

※延長保育：乳幼一体・併設化後，新たに崇仁保育所として実施する。

※一時保育：現在，崇仁第二保育所で実施しており，乳幼一体・併設化後は，崇仁保育所として実施する。

【南 区：久世第二保育所（幼児）と久世保育所（乳児）】

- 乳幼一体・併設化を行い，久世保育所とする。
- 新たに一時保育事業を実施する。
- ※ 南区内の地域バランスを考慮し，平成22年度末をもって南保育所の一時保育事業を終了し，新たに久世保育所で実施する。

現保育所	現定員	入所児童(23.3.1)	⇒	新保育所(仮称)	新定員	増減		
久世第二	60	60	⇒	久世	120	(幼)60	0	0
久世	60	65				(乳)60		0

※一時保育：乳幼一体・併設化後，新たに久世保育所として実施する。

市営保育所の総定員は平成22年度と同様となります。